

第 6 3 号 議 案

新宿区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 2 1 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新宿区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年新宿区条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 58 号）の一部の施行による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）の改正に伴い、規定を整備する必要があるため